

民生協議会協議事項

日時	令和4年2月16日(水)
	午前10時
場所	第三委員会室

○ 所管事項の報告について

- 1 八戸市民生委員定数条例の一部改正（案）の概要について
- 2 第4期八戸市地域福祉計画の策定について
- 3 令和3年度子育て世帯への臨時特別給付（支援給付金）について
- 4 地域連携ICカード「ハチカ」のサービス開始に伴う高齢者・障がい者バス特別乗車証の取扱いの変更について
- 5 小児（5歳以上11歳以下）に対する新型コロナワクチンの接種について
- 6 八戸市公衆浴場法施行条例の一部改正（案）の概要について
- 7 八戸市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（案）の概要について
- 8 八戸市国民健康保険税条例の一部改正（案）の概要について
- 9 八戸市消防団条例の一部改正（案）の概要について
- 10 八戸市非常勤消防団員等公務災害補償条例の一部改正（案）の概要について
- 11 八戸市避難所運営マニュアルの改訂について
- 12 八戸市立市民病院事業利益剰余金の処分について
- 13 八戸市職員定数条例の一部改正（案）の概要について
- 14 （仮称）患者サポートセンターの開設について

八戸市民生委員定数条例の一部改正（案）の概要について

1 改正の理由

本年 12 月 1 日に行われる民生委員の一斉改選に向けて、一人当たりの担当世帯数の多い町内の民生委員の負担を軽減するため、民生委員の定数を増やすもの。

2 改正の内容

民生委員の定数を、「530 人」から「537 人」に変更する。

3 施行期日

令和 4 年 12 月 1 日

第4期八戸市地域福祉計画の策定について

1 策定の趣旨

近年、個人や家庭が抱える課題が複合化・複雑化し、さらには、社会的孤立や既存の公的サービスでは対応できない「制度の狭間」への対応が新たな課題として顕在化していることから、こうした地域福祉を取り巻く環境の変化や社会福祉法改正等に適切に対応し、当市における「地域共生社会」の実現に向けた指針となる新たな計画として、第4期八戸市地域福祉計画を策定する。

2 計画の位置付け

- 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」として策定
- 高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉その他の福祉に関する分野別計画で示されている基本的な理念や方向性を共有し、共通して取り組むべき事項を盛り込んだ福祉分野における最上位計画
- 再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）第8条の規定に基づく「地方再犯防止推進計画」を包含

3 計画期間

令和4年度から令和8年度まで（5年間）

4 計画の構成

第1章：計画策定に当たって（策定の趣旨／計画の位置付け／計画の期間等）

第2章：計画策定の背景（地域福祉を取り巻く国の動向／当市における地域福祉の現状／第3期計画における取組の振り返り等）

第3章：基本理念と基本目標

《基本理念》

人と人、人と地域が支え合い、
誰もが生きがいをもって自分らしく暮らせる地域づくり

第4章：施策の展開（基本施策／取組方針等）

第5章：計画の推進（協働による計画の推進（役割分担）／計画の進行管理等）

参考資料（第4期計画の策定に係るアンケート調査結果／策定経過等）

5 施策体系

基本理念

人と人、人と地域が支え合い、
誰もが生きがいをもって 自分らしく暮らせる地域づくり

基本目標

1

健康で生きがいのある生活を送ることができる地域づくり

- (1) 健康づくりの推進
- (2) 高齢者や障がい者等の社会参加の促進
- (3) 地域医療体制の整備
- (4) 多様な働き方、生き方が選択できる環境の整備

基本目標

2

個人が尊重され誰もが公平に福祉サービスを受けられる体制づくり

- (1) 自立支援と権利擁護の推進
- (2) 相談支援体制の充実と適切な情報発信
- (3) 課題解決に向けたネットワークの構築
- (4) 再犯防止施策の推進

基本目標

3

地域で支え合い、安心して暮らせる地域づくり

- (1) 防災・防犯対策の充実
- (2) 住民主体による支え合いの促進
- (3) ボランティア・NPO活動の活性化
- (4) 暮らしやすい生活環境の整備

基本目標

4

思いやりの心と人づくり

- (1) 担い手の育成・支援
- (2) 福祉教育の推進と福祉意識の醸成
- (3) 世代間交流の促進

6 計画の進行管理

登載した施策や個別事業の実施状況並びに基本目標ごとに設定した評価指標の達成状況について、毎年度、八戸市健康福祉審議会社会福祉専門分科会に報告し、点検・評価を行うとともに、必要に応じて事業の見直しや新たな事業の具体化など、適切な運用を図る。

また、進行管理の状況は、市の広報紙やホームページなどで公表する。

《参考》

計画の策定経過

年月日	概要
令和3年1月8日～ 令和3年1月29日	市民アンケート調査実施 (市民1,889人、市政モニター111人へ郵送)
令和3年5月26日	庁内ワーキングチーム 第1回会議 ・策定方針及び骨子案について
令和3年7月6日	庁内ワーキングチーム 第2回会議 ・計画素案の審議
令和3年8月2日	庁内ワーキングチーム 第3回会議 ・計画素案の審議・決定
令和3年10月8日	令和3年度第1回八戸市健康福祉審議会社会福祉専門分科会 ・計画原案の審議
令和3年11月15日	令和3年度第2回八戸市健康福祉審議会社会福祉専門分科会 ・計画原案の審議・決定
令和3年12月1日～ 令和3年12月31日	計画原案に対する市民からの意見募集 (パブリックコメント)
令和4年1月25日	令和3年度第3回八戸市健康福祉審議会社会福祉専門分科会 ・計画最終案の審議・決定
令和4年2月15日	計画策定、公表

市ホームページ URL、QR コード（第4期八戸市地域福祉計画掲載ページ）

https://www.city.hachinohe.aomori.jp/soshikikarasagasu/fukushiseisakuka/keikaku_plan/1/1/1/17735.html



令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金（支援給付金）について

1. 給付の概要

すでに給付を進めている児童1人当たり10万円の子育て世帯への臨時特別給付金について、基準日以降の離婚等により新たに対象児童の養育者になっているにもかかわらず給付金を受け取れなかった方を対象に、子育てを支援する目的で事業の一部を見直して給付を行うもの。

2. 支給対象者

- ・平成15年4月2日以降生まれの児童を養育する方
- ・当該給付金の基準日（令和3年9月）以降に離婚等の理由により給付金を受け取れなかった方
（ただし、元配偶者等から給付金相当の金銭を受け取っている場合を除く）

3. 対象者数（見込み）

対象世帯 150 世帯

児童数 200 人

（基準日以降に児童扶養手当を申請した方、離婚調停中のため児童手当の受給者を変更した方等）

4. 給付スケジュール

対象と思われる方への案内 令和4年2月18日（金）発送予定

申請受付期間 令和4年3月31日（木）まで

給付期日 令和4年3月上旬以降随時

5. 予算措置について（全額国庫負担）

事業費 2,000 万円

地域連携ＩＣカード「ハチカ」のサービス開始に伴う 高齢者・障がい者バス特別乗車証の取扱いの変更について

1. 特別乗車証のICカード化

八戸市営バス及び南部バスにおいて本年2月26日より地域連携ＩＣカード「ハチカ」のサービスを開始することに伴い、これまで紙の乗車券で交付していた高齢者バス特別乗車証「はつらつ共通バス券」及び障がい者バス特別乗車証「ほほえみ共通バス券」については、令和4年度から「ハチカ」を使用するように取扱いを変更する。

2. 「ハチカ」への切替え開始

特別乗車証は、令和4年度分の発行時から、「ハチカ」での交付とする。

具体的には、有効期間の開始日が本年4月1日（有効期限は令和5年3月31日まで）の特別乗車証から、「ハチカ」にそのサービス機能を付与する形で対象者へ交付する。

これに伴い、本年3月31日が有効期限となる特別乗車証の更新手続き対象者及び本年4月に70歳となる新規対象者に対し、本年3月中旬から「ハチカ」での交付を開始する。

3. 有効期間中の特別乗車証の取扱い

有効期間中の特別乗車証（紙の乗車券）については、有効期限までそのまま使用できる。そのため、有効期限前の特別乗車証の「ハチカ」への切替えは行わない。

特別乗車証所持者には、従来通り、有効期限となる月に申請手続きのお知らせを通知し、順次、「ハチカ」へ切り替えていく。

4. 特別乗車証の交付対象者等

「ハチカ」への切替え後も、交付対象者の要件、バスに乗車できる有効期間（原則として、交付された月を含めて12か月間）及び乗車可能路線（市内路線のみ）については現行どおり。

（１） 高齢者バス特別乗車証「はつらつ共通バス券」

- ・対象者：70歳以上の市内在住者
- ・年間利用料：所得に応じて4千円又は8千円（生活保護受給者は無料）
- ・交付申請窓口：高齢福祉課（南郷地区在住の対象者は南郷事務所）

（２） 障がい者バス特別乗車証「ほほえみ共通バス券」

- ・対象者：身体障害者手帳（4級以上）、愛護手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている6歳以上の市内在住者
- ・年間利用料：所得に応じて1千円又は2千円（生活保護受給者は無料）
- ・交付申請窓口：障がい福祉課（南郷地区在住の対象者は南郷事務所）

小児（5歳以上11歳以下）に対する新型コロナワクチンの接種について

1. 使用するワクチンの概要（小児用ファイザー社ワクチン）

- 3週間の間隔をおいて2回接種する
- 12歳以上用の同社ワクチンとは別製剤。間違い防止のため慎重な管理が必要となる

◎ 使用方法等の違い（主な点）

	小児用（5～11歳）	一般用（12歳以上）
保管温度	2～8℃：1.0週間 -90～-60℃：製造から9か月	2～8℃：1か月 -90～-60℃：製造から9か月
採取回数	1.0回/バイアル	6回/バイアル
その他	1. 3mLで希釈 希釈後0.2mLを接種	1. 8mLで希釈 希釈後0.3mLを接種

2. 接種券の発送

- 5歳以上11歳以下の市民に対し、順次接種券を発送する

◎ 接種券の発送時期

区分	対象者数	発送時期（予定）
① 5歳から11歳の方 （3月中に5歳となる方を含む）	約12,500人	3月2日（水）
② 4月以降に5歳となる方	約130人/月	5歳となる月の 前月下旬

※ 国がワクチン接種の実施期間と定める9月30日までに2回接種が可能となる方を、現時点での接種券発送の対象とする

3. 接種体制

- 3月上旬より順次、小児科を中心とした15の医療機関で個別接種を実施する
- 接種券の到着前でも希望者からの予約を受け付け、できる限りワクチン接種を進めていただくよう、各医療機関に依頼している

◎ 小児向け個別接種の実施医療機関

病院	八戸市立市民病院、八戸赤十字病院
診療所（小児科）	くば小児科クリニック、さしなみ小児科クリニック、 すわクリニック、高橋こどもクリニック、滝沢小児科内科医院、 とみもと小児科クリニック、巴小児クリニック、 中山こどもクリニック、村上こども医院、はしもと小児科
診療所（その他）	きくち眼科、菅原内科医院、村上耳鼻咽喉科医院

※ 接種開始日、予約方法は各医療機関で異なる

八戸市公衆浴場法施行条例の一部改正（案）の概要について

1 改正の理由

公衆浴場における衛生等管理要領（厚生省生活衛生局長通知）が一部改正され、男女の混浴制限年齢の目安が「おおむね 10 歳以上」から「おおむね 7 歳以上」に引き下げられたことに伴い、公衆浴場における男女の混浴を制限する年齢を引き下げるもの。

2 改正の概要

八戸市管内の公衆浴場における混浴制限年齢については、風紀に必要な措置として、公衆浴場法施行条例で規定している。

国は、子供の身体的・精神的な発育発達状況が従前に比べ変化していることから、最新の研究成果等を踏まえて、衛生等管理要領の改正を行った。

当市においても、要領改正の趣旨を踏まえて、男女の混浴制限年齢を「10 歳以上」から「7 歳以上」に引き下げるものである。

3 施行期日

令和 4 年 10 月 1 日

八戸市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を 改正する条例の制定について

1. 改正理由

民法改正による成年年齢の引下げに伴う規定の見直すとともに、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う、母子生活支援施設の長の資格要件について、所要の改正を行うもの。

2. 改正内容

(1) 第 13 条中「児童等（法第 33 条の 7 に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。）」を「児童」に、「その児童等」を「その児童」に改める。

(2) 第 27 条第 1 項第 4 号ア及びイの母子生活支援施設の長の資格要件について、児童福祉事業又は社会福祉事業に従事した期間を相談援助業務に従事した期間に変更する。

3. 他の市条例の一部改正

「八戸市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例」において、上記改正内容（1）に係る条文を引用していることから、制定附則の中で一部改正を行うもの。

4. 施行期日 令和 4 年 4 月 1 日

※母子生活支援施設について

さまざまな事情により、保護や支援を必要とする母子世帯が入所している施設。市内には、八戸市社会福祉事業団が運営している1施設がある。当市では、入所措置を行っているほか、同施設に係る処遇・運営管理に関する監査業務を行っている。

八戸市国民健康保険税条例の一部改正（案）の概要について

1 改正理由

地方税法等の一部改正に伴い、未就学児に係る国民健康保険税被保険者均等割額の軽減措置を講じるとともに、その他所要の改正を行うものである。

2 改正の主な内容

- ・ 本市の国民健康保険税については、所得に応じた所得割額、人数に応じた均等割額及び世帯数に応じた平等割額の合計額を課税している。
その際、低所得世帯については、均等割・平等割の軽減措置（7・5・2割軽減）を講じている。
- ・ 令和4年度より、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、未就学児の均等割額を5割軽減する。
低所得による軽減措置を受けている世帯に属する未就学児については、低所得世帯軽減後の金額を5割減額する。

※参考

<現行>

○均等割額（課税額）

1人当たり年額	軽減なし世帯	低所得世帯軽減後の額		
		7割軽減世帯	5割軽減世帯	2割軽減世帯
医療分均等割額	23,000 円	6,900 円	11,500 円	18,400 円
支援分均等割額	7,000 円	2,100 円	3,500 円	5,600 円
合 計	30,000 円	9,000 円	15,000 円	24,000 円



<改正後>

未就学児に係る均等割額の軽減

①低所得軽減なし世帯

均等割額 30,000 円の 2 分の 1 を減額

②低所得軽減対象世帯

軽減（7・5・2割）後の均等割額の 2 分の 1 を減額

○未就学児に係る均等割額（2 分の 1 軽減後の課税額）

1人当たり年額	低所得軽減なし世帯	低所得世帯軽減＋未就学児軽減後の額		
		7割軽減世帯	5割軽減世帯	2割軽減世帯
医療分均等割額	11,500 円	3,450 円	5,750 円	9,200 円
支援分均等割額	3,500 円	1,050 円	1,750 円	2,800 円
合 計	15,000 円	4,500 円	7,500 円	12,000 円

3. 施行期日

令和4年4月1日から施行する。

ただし、その他所要の改正については、公布の日から施行する。

八戸市消防団条例の一部改正（案）の概要について

1 改正理由

八戸市消防団の団員数は減少傾向にある一方で、訓練・行事を含めた出動件数は増加傾向にあり、団員1人あたりの負担が高まっている。

総務省消防庁が設置した「消防団員の処遇等に関する検討会」の中間報告書（令和3年4月）では、「出動手当」及び「年額報酬」が市町村による差が大きいことが示され、国が示した標準額を基に、各市町村において報酬等の見直しを検討するよう令和3年4月13日付け消防地第171号により消防庁長官通知があった。

これらを踏まえ、非常勤消防団員の年報酬及び出動報酬を定めるとともに、その他所要の改正を行うものである。

2 主な改正内容

(1) 報酬等の見直し

①年報酬

年額により支払われる「年手当」を、国の通知に基づき「報酬」にするとともに、額を以下のとおり改正する。

改正案			現 行	
職名	年報酬額	増減額	職名	年手当額
団長	82,500円	+ 2,500円	団長	80,000円
副団長	69,000円	+ 9,000円	副団長	60,000円
分団長	50,500円	+ 8,500円	分団長	42,000円
副分団長	45,500円	+15,500円	副分団長	30,000円
部長	37,000円	+11,000円	部長	26,000円
班長	37,000円	+12,000円	班長	25,000円
団員	36,500円	+12,500円	団員	24,000円
機能別団員	18,000円	+ 8,000円	機能別団員	10,000円

※機能別団員：災害時における後方支援活動を行う支援団員、災害の予防広報を行う災害予防・広報団員、勤務時間内に限り管轄区域内の後方支援活動を行う事業所分団員により構成される。

②出勤報酬

実働の回数により支払われる「手当」を、国の通知に基づき「報酬」にするとともに、額を以下のとおり改正する。

改正案		現 行	
区分	報酬額	区分	手当額
災害等出勤報酬	1 回につき 8,000円	出場手当	1 回につき 1,500円
その他出勤報酬	1 回につき 1,500円		
訓練出勤報酬	1 回につき 1,500円	訓練手当	1 回につき 1,500円
警戒出勤報酬	1 回につき 1,500円	警戒手当	1 回につき 1,500円

※「その他出勤報酬」は、行事、会議等に参加した場合に支給するもの

③その他の手当

現行の「賄手当」及び「その他必要と認める手当」は、従前どおり「手当」として規定する。

(2) その他所要の改正

押印見直しにより、様式から「㊟」を削除する。

3 施行期日

令和4年4月1日

八戸市非常勤消防団員等公務災害補償条例の一部改正（案）の概要について

1 改正理由

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部改正に準じ、公務災害補償を受ける権利に係る担保の供与の制限に対する例外措置を廃止するため。

2 改正内容

八戸市非常勤消防団員等公務災害補償条例第2条第2項のただし書きを削除する。

改正案	現 行
（公務災害補償を受ける権利） 第2条 非常勤消防団員又は非常勤水防団員は、その身分を失った場合においても、公務災害補償を受ける権利は、変更されることはない。 2 公務災害補償を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供することができない。	（公務災害補償を受ける権利） 第2条 非常勤消防団員又は非常勤水防団員は、その身分を失った場合においても、公務災害補償を受ける権利は、変更されることはない。 2 公務災害補償を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供することができない。 <u>ただし、傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。</u>

3 施行期日

令和4年4月1日

4 その他

改正条例の施行の際に、現に担保に供されている公務災害補償を受ける権利は、なお従前の例により担保に供することができる。

八戸市避難所運営マニュアルの改訂について

1 改訂の経緯

八戸市では、災害時の避難所開設・運営を円滑に実施することを目的とし、自主防災会や町内会をはじめとする地域の方々、避難所の施設管理者や市の避難所従事担当職員の活動指針として「八戸市避難所運営マニュアル」を作成し、全避難所に配置している。

今般、新型コロナウイルス感染症の流行を受け、感染防止対策を講じた避難所運営が必要となったこと、あわせて、国が策定した避難所に関するガイドライン等を踏まえ「八戸市避難所運営マニュアル」を改訂するものである。

2 主な改訂内容

(1) 新型コロナウイルス等感染症対策の追加

感染症対策を踏まえた避難所開設・運営時の留意事項や避難所のレイアウト例

(2) 避難所における良好な生活環境の確保等に向けた内容の追加・見直し

- ① 食物アレルギーや宗教上の理由から、食べることができない食材がある方への配慮
- ② 男女別にトイレを設置することの重要性
- ③ トイレを衛生的に管理することによる健康管理及び良好な避難所環境の維持
- ④ 避難所運営時にスペースを割り振る際の例として、ペット飼養場所を記載
- ⑤ 指定避難所以外の施設に避難した被災者がいた場合の対応 など

3 今後の予定

- (1) 避難所開設・運営の各種役割を担う地域団体に対して周知
- (2) 改訂版のマニュアルを全避難所に配置
- (3) 市ホームページに掲載するほか、地域の防災訓練に職員を派遣した際など、様々な機会をとらえて、地域住民等へ周知

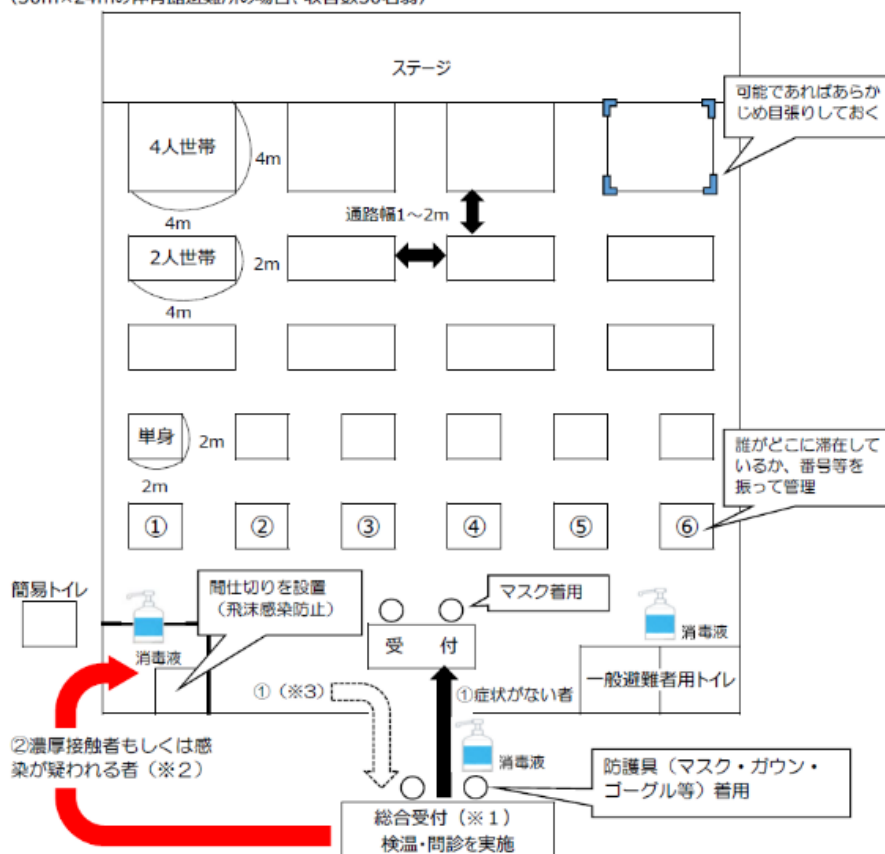
(1) 新型コロナウイルス等感染症対策の追加

第4章 新型コロナウイルス等感染症対策

1 平時からの感染症対策の検討・準備	48
(1) 避難所以外への避難の呼びかけ	48
(2) 感染症対策に必要な物資の把握	48
(3) 避難所レイアウトの検討	49
(4) 各家庭での持ち出し用衛生用品等の準備	50
2 避難所開設時の対策	51
(1) 避難者の受入れ準備	51
(2) 避難者の受入れ	51
(3) 避難者の健康管理	52
(4) 避難者情報の管理	53
3 避難所運営時の対策	54
(1) 健康確認	54
(2) 衛生管理	54
(3) 避難所集約・閉鎖時の原状回復	55
(4) 在宅避難者等への支援	55

避難所レイアウト例 (1) 基本形

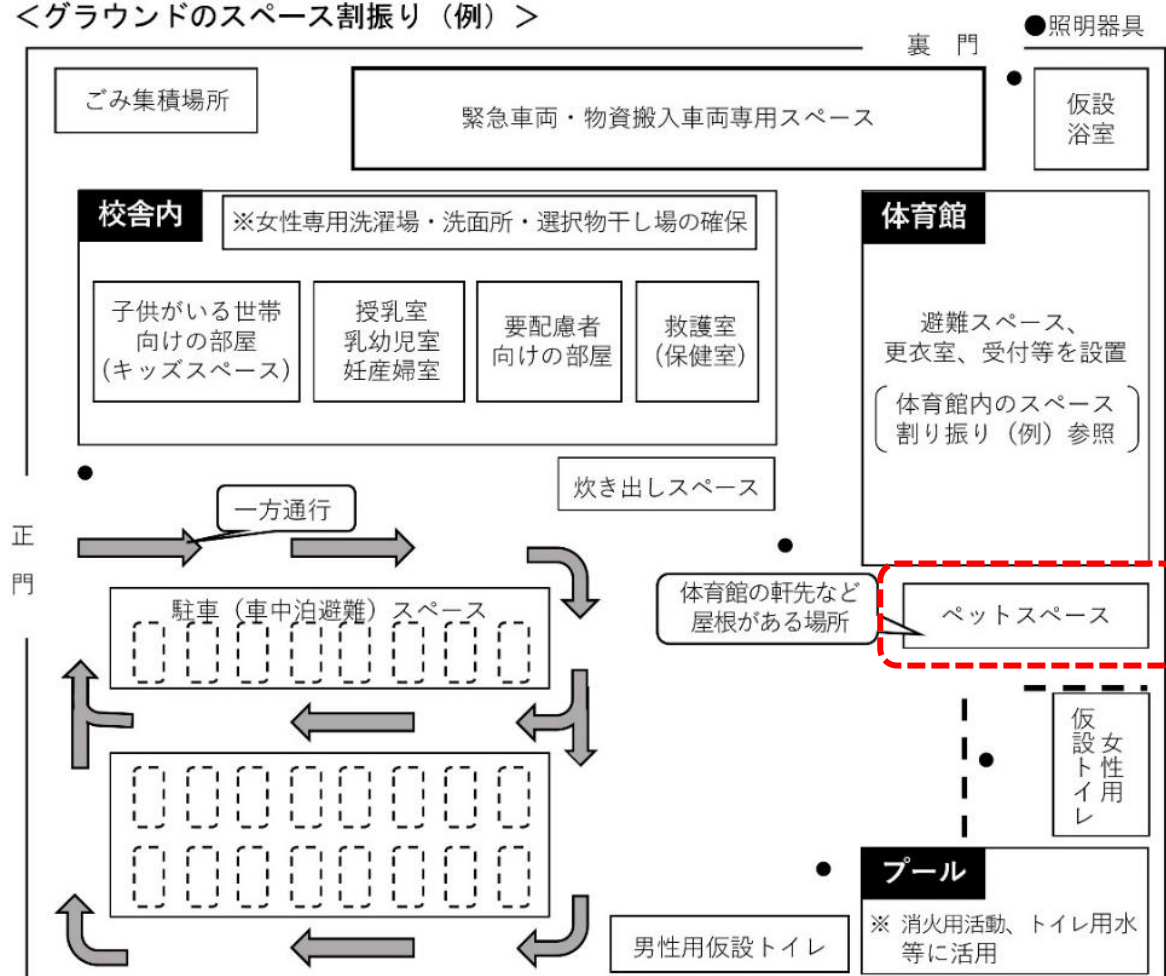
(30m×24mの体育館避難所の場合、収容数50名弱)



(2) 避難所における良好な生活環境の確保に向けた内容の追加・見直し

- ① 食物アレルギーや宗教上の理由から、食べることができない食材がある方への配慮
 - 食物アレルギーや文化・宗教上の理由から、食べることのできない食材がある方のために、避難所で提供する食料の原材料表示や、使用した食材がわかるよう考えます。
- ② 男女別にトイレを設置することの重要性
 - ライフラインが寸断され、水が自由に使用できない状況下では、トイレの確保は深刻な問題となります。避難者の人数に応じた男女別のトイレを確保し、その衛生状態を保つことは、避難所運営において、重要な仕事です。
- ③ トイレを衛生的に管理することによる健康管理及び良好な避難所環境の維持
 - トイレが不衛生になり、使用がためられることによって排泄を我慢することが、水分や食品の摂取を控えることにつながり、避難者の健康障害を引き起こすおそれが生じるため、衛生的なトイレ環境の維持には十分な配慮が必要です。
- ④ 避難所運営時にスペースを割り振る際の例として、ペット飼養場所を記載

＜グラウンドのスペース割振り（例）＞



⑤ 指定避難所以外の施設に避難した被災者がいた場合の対応

～ 市が開設した避難所以外の施設に避難者が訪れた時には ～

災害発生時には、災害の種類や規模に応じて、市が避難所を開設します。市が開設する避難所は「指定避難所」に定めている施設になります。

しかしながら、大規模な災害が発生し、多数の方々が避難することになった場合、市が開設する避難所以外にも避難者が訪れることが予想されます。

実際に東日本大震災の時には、小学校や公民館などの公共施設以外に、地域が独自に災害時の避難者受入れについて申し合わせていた神社や集会所などにも避難者が訪れ、地域の方々に受け入れていただきました。

災害発生時に、市が開設している避難所ではない地域の施設で避難者を受け入れた場合には、災害対策本部に連絡することで、物資の支援を受けることができますので、その際には、下記の連絡先にご連絡ください。

<災害対策本部 連絡先>

防災危機管理課（対策推進班）直通：0178-43-2147

市 民 課（避難所班）直通：0178-43-9193

八戸市役所代表：0178-43-2111

八戸市立市民病院事業利益剰余金の処分について

令和 2 年度八戸市立市民病院事業会計決算において、最大約 135 億円あった累積欠損金を解消し、利益剰余金約 6 億 3 千万円を計上した。

その利益剰余金の一部（2 億 3 千 5 百万円）を処分し、一般会計に繰り出すもの。

【繰り出しの目的】

未処分利益剰余金の発生に伴い、一部を一般会計に繰り出すことにより、市立病院として市民への還元の方策とすることを目的とするもの。

1 当年度未処分利益剰余金	630,766,074 円
2 利益剰余金処分額（一般会計繰出額）	235,000,000 円
3 翌年度繰越利益剰余金	395,766,074 円

※未処分利益剰余金の処分には、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により議会の議決が必要となるため、令和 4 年 3 月市議会定例会に議案の提出を予定している。

八戸市職員定数条例の一部改正（案）の概要について

1 改正の理由

医療体制の充実を図るため、市民病院の定数を増やすものである。

2 改正の内容

市民病院職員（市民病院事業管理者の事務部局）の職員の定数を 1,020 人から 1,140 人に改める。

区 分		現 行 定 数	改正後 定 数	増 減
市 長 の 事務部局 の 職 員	一般職員	1,001	1,001	
	福祉事務所の職員	150	150	
	計	1,151	1,151	
議会の事務局の職員		16	16	
監査委員の事務局の職員		6	6	
選挙管理委員会の事務局の職員		8	8	
農業委員会の事務局の職員		12	12	
教育委員会事務局の職員		86	86	
教育機関 の 職 員	学校の職員	57	57	
	学校以外の教育機関の職員	98	98	
	計	155	155	
自動車運送事業管理者の事務部局の職員		158	158	
病院事業管理者の事務部局の職員		1,020	1,140	120
合 計		2,612	2,732	120

3 施行期日

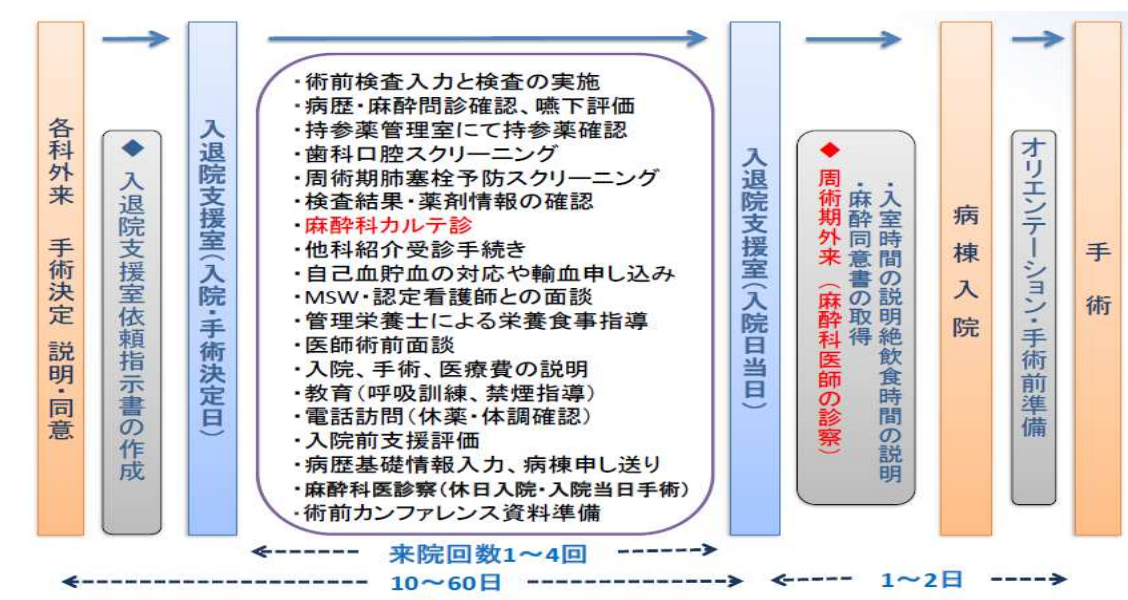
令和4年4月1日

(仮称) 患者サポートセンターの開設について

1 事業概要

患者および家族に、入院前から入院中の療養生活がイメージできるように説明を行うとともに、退院後の生活までを含めたリスク管理を多職種で横断的に切れ目なく行うことにより、安心安全な療養生活を送れるようにする。これまで当院では、入退院支援センターでの試行を経て、昨年7月より北棟大会議室において規模を拡大し対象症例を増やしてきたが、令和5年度をめどに正面玄関付近を改修し「(仮称) 患者サポートセンター」として予定入院全症例を対象とした本格運用を目指すものである。

2 支援内容



3 設置効果

入院前から多職種で総合的に支援することによる患者の不安軽減や入院期間の短縮等による患者満足度の向上。業務タスクシフトによる外来や病棟の医師・看護師の負担軽減。また、薬剤師、管理栄養士、医療ソーシャルワーカーによる専門的な視点からの介入と相談体制の構築。平均在院日数短縮等による病院経営改善などの効果が期待される。

4 事業計画

改修案（設計図面【暫定版】参照）：

相談室 13 室、がん相談室 1 室、総合案内、初診受付を統括した大型受付カウンターなど。

配置職員 50 名程度（地域医療連携室含む）、医事課事務部門の移転等

開設予定：令和5年4月から5月頃

工事期間：令和4年8月から令和5年2月（予定）

改修費用：工事費（監理等委託料含む） 約2億4,580万円

